

介護予防・日常生活支援総合事業費
単位数サービスコード表
令和6年6月施行版

- 1 訪問型サービス(独自)サービスコード表 A2
- 2 通所型サービス(独自)サービスコード表 A6

大河原町

[脚注]

1. 単位数算定記号の説明

+〇〇単位	⇒	所定単位数 + 〇〇単位
-〇〇単位	⇒	所定単位数 - 〇〇単位
×〇〇%	⇒	所定単位数 × 〇〇/100
〇〇%加算	⇒	所定単位数 + 所定単位数 × 〇〇/100

2. 市町村が独自に設定する項目について

以下の項目については、市町村が規定する。

各項目の留意点は以下のとおり。

サービス	項目	留意点
訪問型サービス(独自) 通所型サービス(独自) 介護予防ケアマネジメント	合成単位数	国が規定する単位数を上限として、 市町村が規定する。 単位数は数字5桁以内とする。
訪問型サービス(独自/定率) 訪問型サービス(独自/定額) 通所型サービス(独自/定率) 通所型サービス(独自/定額) その他の生活支援サービス	サービスコード	数字又は英字とする。 英字は大文字アルファベットのみ であり、「I」、「O」、「Q」を除く。
	サービス内容略称	全角32文字以内とする。
	対象者	以下のいずれかとする。 (※サービス種類ごとに異なる。) ・事業対象者 ・要支援1 ・要支援2
	合成単位数	数字5桁以内とする。
	算定単位	以下のいずれかとする。 ・1回につき ・1日につき ・1月につき ・1週間につき

【色分けルール】

- ・水色→新設
- ・黄色又は赤字→変更
- ・灰色→廃止

1 訪問型サービス(独自)サービスコード表

サービスコード	サービス内容略称	算定項目	合成 単位数	算定 単位
種類 項目				
A2 1111	訪問型独自サービス11	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1)1週に1回程度の場合 1176 単位	1,176 1月につき
A2 2111	訪問型独自サービス11日割	日割の場合	÷ 30.4 日 39 単位	39 1日につき
A2 1211	訪問型独自サービス12	(2)1週に2回程度の場合 2349 単位	日割の場合 ÷ 30.4 日 77 単位	2,349 1月につき 77 1日につき
A2 2211	訪問型独自サービス12日割	(3)1週に2回を超える程度の場合 3727 単位	日割の場合 ÷ 30.4 日 123 単位	3,727 1月につき 123 1日につき
A2 1321	訪問型独自サービス13	ロ 1月当たりの回数を定める場合	(1)標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合 287 単位	287 1回につき
A2 2321	訪問型独自サービス13日割	(2)生活援助が中心である場合 (一)所要時間20分以上45分未満の場合 179 単位 (二)所要時間45分以上の場合 220 単位	179 単位 220 単位	179 1日につき 220 1日につき
A2 2411	訪問型独自サービス21	(3)短時間の身体介護が中心である場合 163 単位	163 単位	163 1日につき
A2 2511	訪問型独自サービス22	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1)1週に1回程度の場合 12 単位減算 -12	-12 1月につき
A2 2621	訪問型独自サービス23	日割の場合	÷ 30.4 日 1 単位減算 -1	-1 1日につき
A2 1411	訪問型独自短時間サービス	(2)1週に2回程度の場合 23 単位減算 -23	23 単位減算 -23	23 1月につき -23 1月につき
A2 C211	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算11	(3)1週に2回を超える程度の場合 37 単位減算 -37	37 単位減算 -37	37 1日につき -37 1日につき
A2 C220	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算11日割	日割の場合	÷ 30.4 日 1 単位減算 -1	-1 1日につき
A2 C212	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算12	ロ 1月当たりの回数を定める場合	(1)標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合 3 単位減算 -3	-3 1回につき
A2 C213	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算12日割	(2)生活援助が中心である場合 (一)所要時間20分以上45分未満の場合 2 単位減算 -2 (二)所要時間45分以上の場合 2 単位減算 -2	2 単位減算 2 単位減算	-2 1日につき -2 1日につき
A2 C214	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算13	(3)短時間の身体介護が中心である場合 2 単位減算 -2	2 単位減算 -2	2 1日につき -2 1日につき
A2 C215	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算13日割	事業所と同一建物の利用者が等しいサービスを行う場合 事業所と同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合 同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合	所定単位数の 10% 減算 所定単位数の 15% 減算 所定単位数の 12% 減算	1月につき
A2 C216	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算21	特別地域加算	所定単位数の 15% 加算	1日につき
A2 C217	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算22	中山間地域等における小規模事業所加算	所定単位数の 15% 加算	1回につき
A2 C218	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算23	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数の 10% 加算	1日につき
A2 C219	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算短時間	ハ 初回加算	200 単位加算	200 1月につき
A2 6001	訪問型独自サービス同一建物減算1	ニ 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ) 100 単位加算 (2)生活機能向上連携加算(Ⅱ) 200 単位加算	100 1月につき 200 1月につき
A2 6003	訪問型独自サービス同一建物減算2	ホ 口腔連携強化加算	50 単位加算	50 1回につき
A2 6002	訪問型独自サービス同一建物減算3	ヘ 介護職員等処遇改善加算	(1)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ) 所定単位数の 245/1000 加算 (2)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ) 所定単位数の 224/1000 加算 (3)介護職員等処遇改善加算(Ⅲ) 所定単位数の 182/1000 加算 (4)介護職員等処遇改善加算(Ⅳ) 所定単位数の 145/1000 加算 (5)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ) (一)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(1) 所定単位数の 221/1000 加算 (二)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(2) 所定単位数の 208/1000 加算 (三)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(3) 所定単位数の 200/1000 加算 (四)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(4) 所定単位数の 187/1000 加算 (五)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(5) 所定単位数の 184/1000 加算 (六)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(6) 所定単位数の 163/1000 加算 (七)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(7) 所定単位数の 163/1000 加算 (八)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(8) 所定単位数の 158/1000 加算 (九)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(9) 所定単位数の 142/1000 加算 (十)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(10) 所定単位数の 139/1000 加算 (十一)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(11) 所定単位数の 121/1000 加算 (十二)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(12) 所定単位数の 118/1000 加算 (十三)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(13) 所定単位数の 100/1000 加算 (十四)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(14) 所定単位数の 76/1000 加算	1月につき
A2 8000	訪問型独自サービス特別地域加算	ト 介護職員等特定処遇改善加算	(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) 所定単位数の 63/1000 加算 (2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) 所定単位数の 42/1000 加算	1月につき
A2 8001	訪問型独自サービス特別地域加算日割	チ 介護職員等ベースアップ等支援加算	所定単位数の 24/1000 加算	1日につき
A2 8002	訪問型独自サービス特別地域加算回数			1回につき
A2 8100	訪問型独自サービス小規模事業所加算			1日につき
A2 8101	訪問型独自サービス小規模事業所加算日割			1回につき
A2 8102	訪問型独自サービス小規模事業所加算回数			1日につき
A2 8110	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算			1回につき
A2 8111	訪問型独自サービス中山間地域等加算日割			1日につき
A2 8112	訪問型独自サービス中山間地域等加算回数			1回につき
A2 4001	訪問型独自サービス初回加算			1月につき
A2 4003	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ			100 1月につき
A2 4002	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ			200 1月につき
A2 6102	訪問型独自口腔連携強化加算			50 1回につき
A2 6269	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ			1月につき
A2 6270	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ			
A2 6271	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ			
A2 6380	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅳ			
A2 6381	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ1			
A2 6382	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ2			
A2 6383	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ3			
A2 6384	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ4			
A2 6385	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ5			
A2 6386	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ6			
A2 6387	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ7			
A2 6388	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ8			
A2 6389	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ9			
A2 6390	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ10			
A2 6391	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ11			
A2 6392	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ12			
A2 6393	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ13			
A2 6394	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ14			
A2 6278	訪問型独自サービス特定処遇改善加算Ⅰ			
A2 6279	訪問型独自サービス特定処遇改善加算Ⅱ			
A2 6281	訪問型独自サービスベースアップ等支援加算			

※合成単位数については、国が規定する単位数を勘案し、市町村が規定する。なお、5つまで独自の単位数を定められるようにサービスコードを定義する。

同一建物減算、特別地域加算、中山間地域等における小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算及び介護職員等処遇改善加算は、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算は、すべてのパターンで共通して使用するサービスコードである。

4 通所型サービス(独自)サービスコード表

サービスコード	サービス内容略称	算定項目				合成 単位数	算定 単位
種類	項目						
A6	1111 通所型独自サービス11	イ 1週当たりの標準的な 回数を定める場合	事業対象者・要支援1	日割の場合			1,798 1月につき
A6	1112 通所型独自サービス11日割			1,798 単位			59 1日につき
A6	1121 通所型独自サービス12		事業対象者・要支援2	日割の場合			3,621 1月につき
A6	1122 通所型独自サービス12日割			3,621 単位			119 1日につき
A6	1113 通所型独自サービス21	ロ 1月当たりの回数を定 める場合	事業対象者・要支援1 ※1月の中で全部で4回まで			436 単位	436 1回につき
A6	1123 通所型独自サービス22		事業対象者・要支援2 ※1月の中で全部で8回まで			447 単位	447 1回につき
A6	C211 通所型独自高齢者虐待防止未実施減算11	高齢者虐待防止措置未 実施減算	イ 1週当たりの標準 的な回数を定める 場合	事業対象者・要支援1			18 単位減算 -18 1月につき
A6	C212 通所型独自高齢者虐待防止未実施減算11日割			日割の場合			30.4 日 1 単位減算 -1 1日につき
A6	C213 通所型独自高齢者虐待防止未実施減算12		事業対象者・要支援2	日割の場合			36 単位減算 -36 1月につき
A6	C214 通所型独自高齢者虐待防止未実施減算12日割			日割の場合			30.4 日 1 単位減算 -1 1日につき
A6	C215 通所型独自高齢者虐待防止未実施減算21	ロ 1月当たりの回 数を定める場合	事業対象者・要支援1			4 単位減算 -4 1回につき	
A6	C216 通所型独自高齢者虐待防止未実施減算22		事業対象者・要支援2			4 単位減算 -4 1回につき	
A6	D211 通所型独自業務継続計画未策定減算11	業務継続計画未策定減 算	イ 1週当たりの標準 的な回数を定める 場合	事業対象者・要支援1			18 単位減算 -18 1月につき
A6	D212 通所型独自業務継続計画未策定減算11日割			日割の場合			30.4 日 1 単位減算 -1 1日につき
A6	D213 通所型独自業務継続計画未策定減算12		事業対象者・要支援2	日割の場合			36 単位減算 -36 1月につき
A6	D214 通所型独自業務継続計画未策定減算12日割			日割の場合			30.4 日 1 単位減算 -1 1日につき
A6	D215 通所型独自業務継続計画未策定減算21	ロ 1月当たりの回 数を定める場合	事業対象者・要支援1			4 単位減算 -4 1回につき	
A6	D216 通所型独自業務継続計画未策定減算22		事業対象者・要支援2			4 単位減算 -4 1回につき	
A6	8110 通所型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加 算	所定単位数の 5% 加算				1月につき
A6	8111 通所型独自サービス中山間地域等加算日割		所定単位数の 5% 加算				1日につき
A6	8112 通所型独自サービス中山間地域等加算回数		所定単位数の 5% 加算				1回につき
A6	6105 通所型独自サービス同一建物減算1	事業所と同一建物に居住 する者又は同一建物から 利用する者に通所型サー ビス(独自)を行う場合	イ 1週当たりの標準的 な回数を定める場合	事業対象者・要支援1			376 単位減算 -376 1月につき
A6	6106 通所型独自サービス同一建物減算2			事業対象者・要支援2			752 単位減算 -752 1月につき
A6	6207 通所型独自サービス同一建物減算3		ロ 1月当たりの回数を定める場合			94 単位減算 -94 1回につき	
A6	5612 通所型独自送迎減算	事業所が送迎を行わない場合			47 単位減算 -47 月道につき		
A6	5010 通所型独自生活上グループ活動加算	ハ 生活機能向上グループ活動加算			100 単位加算 100 1月につき		
A6	6109 通所型独自サービス若年性認知症受入加算	ニ 若年性認知症利用者受入加算			240 単位加算 240		
A6	6116 通所型独自サービス栄養アセスメント加算	ホ 栄養アセスメント加算			50 単位加算 50		
A6	5003 通所型独自サービス栄養改善加算	ヘ 栄養改善加算			200 単位加算 200		
A6	5004 通所型独自サービス口腔機能向上加算Ⅰ	ト 口腔機能向上加算	(1) 口腔機能向上加算(Ⅰ)			150 単位加算 150	
A6	5011 通所型独自サービス口腔機能向上加算Ⅱ		(2) 口腔機能向上加算(Ⅱ)			160 単位加算 160	
A6	6310 通所型独自一体的サービス提供加算	チ 一体的サービス提供加算			480 単位加算 480		
A6	6011 通所型独自サービス提供体制強化加算Ⅰ	リ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制 強化加算(Ⅰ)	事業対象者・要支援1			88 単位加算 88
A6	6012 通所型独自サービス提供体制強化加算Ⅱ			事業対象者・要支援2			176 単位加算 176
A6	6107 通所型独自サービス提供体制強化加算Ⅲ		(2) サービス提供体制 強化加算(Ⅱ)	事業対象者・要支援1			72 単位加算 72
A6	6108 通所型独自サービス提供体制強化加算Ⅳ			事業対象者・要支援2			144 単位加算 144
A6	6103 通所型独自サービス提供体制強化加算Ⅴ	(3) サービス提供体制 強化加算(Ⅲ)	事業対象者・要支援1	24 単位加算 24			
A6	6104 通所型独自サービス提供体制強化加算Ⅵ			事業対象者・要支援2			48 単位加算 48
A6	4001 通所型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	ヌ 生活機能向上連携加算	(1) 生活機能向上連携加算(Ⅰ)(3月に1回を限度)			100 単位加算 100	
A6	4002 通所型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ		(2) 生活機能向上連携加算(Ⅱ)			200 単位加算 200	
A6	6200 通所型独自サービス口腔栄養スクリーニング加算Ⅰ	ル 口腔・栄養スクリーニング加算	(1) 口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)(6月に1回を限度)			20 単位加算 20	1回につき
A6	6201 通所型独自サービス口腔栄養スクリーニング加算Ⅱ		(2) 口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)(6月に1回を限度)			5 単位加算 5	
A6	6311 通所型独自サービス科学的介護推進体制加算	ヲ 科学的介護推進体制加算			40 単位加算 40		1月につき
A6	6100 通所型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	ワ 介護職員等処遇改善加算	(1)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)			所定単位数の 92/1000 加算	
A6	6110 通所型独自サービス処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)			所定単位数の 90/1000 加算	
A6	6111 通所型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)			所定単位数の 80/1000 加算	
A6	6380 通所型独自サービス処遇改善加算Ⅳ		(4)介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)			所定単位数の 64/1000 加算	
A6	6381 通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ1		(5)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(1)			所定単位数の 81/1000 加算	
A6	6382 通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ2		(二)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(2)			所定単位数の 76/1000 加算	
A6	6383 通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ3		(三)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(3)			所定単位数の 79/1000 加算	
A6	6384 通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ4		(四)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(4)			所定単位数の 74/1000 加算	
A6	6385 通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ5		(五)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(5)			所定単位数の 65/1000 加算	
A6	6386 通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ6		(六)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(6)			所定単位数の 63/1000 加算	
A6	6387 通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ7		(七)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(7)			所定単位数の 56/1000 加算	
A6	6388 通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ8		(八)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(8)			所定単位数の 69/1000 加算	
A6	6389 通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ9		(九)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(9)			所定単位数の 54/1000 加算	
A6	6390 通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ10		(十)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(10)			所定単位数の 45/1000 加算	
A6	6391 通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ11		(十一)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(11)			所定単位数の 53/1000 加算	
A6	6392 通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ12		(十二)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(12)			所定単位数の 43/1000 加算	
A6	6393 通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ13		(十三)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(13)			所定単位数の 44/1000 加算	
A6	6394 通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ14		(十四)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(14)			所定単位数の 33/1000 加算	
A6	6118 通所型独自サービス特定処遇改善加算Ⅰ	カ 介護職員等特定処遇改 善加算	(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)			所定単位数の 12/1000 加算	
A6	6119 通所型独自サービス特定処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)			所定単位数の 10/1000 加算	
A6	6114 通所型独自サービスベースアップ等支援加算	キ 介護職員等ベースアップ等支援加算			所定単位数の 11/1000 加算		